

一宮市総合教育会議の設置に関する要綱

(設置)

第1条 市長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題及び目指す姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、一宮市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関して協議・調整を行う。

- (1) 教育の振興に関する施策の大綱を策定すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備等重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 市長及び教育委員会は、会議において合意した事項について、互いに尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うにあたり必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者に出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が著しく害されるおそれがあると認められるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、総務部行政課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月22日から施行し、同年4月1日から適用する。